



育児サポーター派遣事業

一緒に子育てしませんか！

こんなときに育児サポーターの利用ができますよ！

- 赤ちゃん帰り？上の子とじっくり関わってあげたい。
- 産後の体調が悪いので、少し赤ちゃんをみてもらいたい。
- 夫の帰りが遅くて赤ちゃんをお風呂にいれられない。
- 育児が大変だし、不安なことが多いから相談したい。
- 夜泣きがひどくて、寝られない。疲れてしまった…。
- 昼間赤ちゃんと2人きりなので不安。
- だれかそばにいてほしいな。

育児サポーターとは **利用無料**

妊娠中および出産後間もないお母さんが、安心して子育てができるように、育児経験のある保育士が家庭を訪問し、相談・育児援助を行います。

※利用までに申請手続きが必要です。 ※水道料や市税等に滞納がある場合は利用できません。

訪問利用期間

- ▶ 妊娠期(就学前の子とも同居している方)
…母子健康手帳交付時より出産日まで10時間
- ▶ 出産後
…出産の翌日から180日まで30時間
双子の場合は、240日60時間まで

訪問時間

- ▶ 平日の9時から16時30分まで
 - ▶ 1日1回2時間以内
- ※2時間を超える場合はご相談ください

手続きの方法

対象： 島田市民の方	第2子以降の子を妊娠の方 就学前のお子さんと一緒に住んでいる方	初めてのおさんを妊娠している方 就学されているおさんがいて妊娠されている方
利用開始	妊娠期間中から利用できます。	産後から利用できます。
申請時期	母子健康手帳交付時から申請できます。	出産予定日の1ヶ月前から申請できます。 ※里帰り等で1ヶ月の申請が無理な方はご相談ください。
申請場所	島田市役所子育て応援課、金谷北支所、金谷北支所、川根支所、保険福祉センターはなみずき	
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 承諾書(滞納確認のため) ※上記の申請書の窓口にあります。 ※島田市ホームページからもダウンロードできます。	事前訪問で申請ができます！ 出産間近や、産後間もない等で外出が困難な方には、お電話いただければ、サポーターがお宅に訪問し、事業の説明や申請ができます。お気軽にどうぞ！

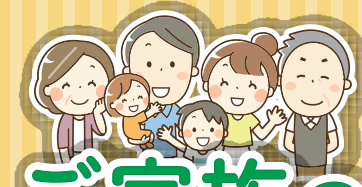
※「育児サポーター利用承諾通知書」が届きましたら、書類をご確認の上、利用可能となります。

※申請の手続きは、10日～2週間ほどかかります。

お願い

- リフレッシュ(美容院や習い事、買い物等)や、就労されている方は利用できません(育児休暇中は利用可能)。
 - 訪問する家庭で、風邪など感染する病気にかかっている人がいる場合は訪問できません。
 - 育児サポーターの駐車場の確保をお願いします。
 - 予約は希望日の1ヶ月前から受け付けます。
- ※個人情報の守秘義務を厳守します。

申込・問合せ・予約 島田市役所 子育て応援課 子育て応援係(育児サポーター) ☎36-7159



ご家族のライフステージを応援!

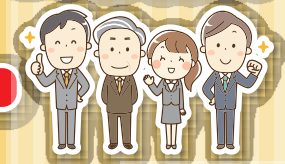
私たち **アップルランド(株)** は

損害保険

生命保険

不動産業務

を通じた生活コンサルタント会社です。



損害保険



自動車保険だけでなく、建物や家財の火災保険、自転車でも他人にけがをさせてしまったなど、加害者となってしまった場合の個人賠償特約もおすすめです。



生命保険



お子様のためのこども保険や、貯蓄を目的とした学資保険などを取り扱っています。また、お父さん、お母さんには収入保障保険や医療保険、がん保険もおすすめです。



不動産



不動産のご相談は弊社にお任せください。アパートなどの賃貸住宅から、土地、建物の購入、売却まで何なりとお申し付けくださいませ。



アップルランド株式会社

〒427-0007 島田市野田1021番地の2

TEL

0547-37-7800

FAX

0547-37-7801

URL

www.apple-land.jp

営業時間

8時30分～17時30分

定休日

土日 祝日 (ご予約により営業)

